

山口県景観条例に基づく基本方針

山口県は、三方を海に開かれ、豊かな自然環境や歴史的なまちなみなど、多くの良好な景観に恵まれています。これらの景観は、「山口県らしさ」を彩るとともに、私たちに心豊かな生活と住み良さを提供してくれます。

このため、山口県では、山口県景観条例（平成十八年山口県条例第五号）の理念に基づき、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第四条の規定により、ここに山口県景観形成基本方針を定めます。

第1 良好な景観の形成の目標に関する事項

本方針においては、「心豊かな山口県」、「暮らしやすい山口県」及び「訪れたくなる山口県」の三つの山口県像の実現に資する良好な景観の形成に関する目標を次のとおりとします。

- 1 県民一人ひとりが、心地よい景観を感じる心や地域での景観を共通の資産として認識する心を持てるように、景観への意識を啓発すること。
- 2 地域の景観形成において活躍できる人を育成するとともに、県民一人ひとりが楽しく活動に参加できる環境を整備すること。
- 3 県民一人ひとりが日常の身近な景観に目を向け、身近な景観をかたちづくる生活の営みを継続し、また、地域での祭りや年中行事の活動等を意識することにより、生活の営みを形成できるように支援すること。
- 4 地域の良好な自然景観、歴史的、文化的景観を地域の個性として形成すること。
- 5 周辺との調和や地域らしさの具体化など公共事業における先導的な取り組みを進めることにより、民間建築活動等を誘導し、良好な景観要素となる公共空間を形成すること。

第2 良好な景観の形成に関する施策に関する基本的事項

良好な景観の形成の目標に向けて、県民一人ひとりが地域の良好な景観に気づき（再発見し）、景観として感じ取り、住民・事業者・市町・県が一体となって良好な景観を「保全」・「創出」・「活用」しながら、まちづくり（まち・むら・地域づくり）に取り組む『美しいやまぐちづくり』を施策として展開します。

1 地域の美しい景観に対する関心づくり

身近な景観に日常から関心を持ち、美しく心地よい景観を、県民一人ひとりが形成していくという意識の啓発が『美しいやまぐちづくり』に欠かせないことから、誰もが地域の身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップやセミナーの開催、景

観に関する顕彰制度、心地よいと感じる景観の公募及び各地域における景観形成活動の情報発信等により、地域の美しい景観への関心づくりに取り組みます。

2 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり

- (1) 人、心、景観資源が循環する持続可能な『美しいやまぐちづくり』には、景観を感じることができる人づくりが重要なことから、景観の専門家である「山口県景観アドバイザー」や景観形成活動を実践する「山口県景観サポーター」を育成するとともに、そのネットワークづくりや地域景観ワークショップの開催等により、県民が景観形成の活動に参加できる環境整備に取り組みます。
- (2) 次代を担う子どもたちが、幼いころから景観に関心を持ち、美意識や豊かな感性を養う多様な機会が得られるよう、学校や地域社会において、地域の身近な景観に関する学習教材の作成や景観に関する学習プログラム等により、『美しいやまぐちづくり』に向けた教育や学習機会の提供に取り組みます。

3 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり

- (1) 地域の景観は、人々の生活が形となって現れたものであり、県民一人ひとりが地域の景観を意識することや、マナーの向上を図るとともに、日常の営みや祭りなどの年中行事の持続等により地域の景観を形成していくことが大切であることから、地域の実情を踏まえたまちなみや棚田の保全活動、里山整備活動等、生活の営みの持続に向けた取組みを支援します。
- (2) 県民一人ひとりが心地よい景観の中で暮らし、身近で心地よく感じる景観を形成することが、他の地域から訪れる者にとっても魅力的であり、こうした景観を守り、育てることが、おもてなしともなることから、「山口県景観サポーター」や「山口県景観アドバイザー」等による心地よいと感じる景観の再発見や景観資源のデータベースの活用・情報の発信等により、観光資源としての活用にも取り組みます。

4 個性豊かな地域景観づくり

山口県の顔を形づくる上では、地域を映し出す鏡となる景観を「保全」・「創出」・「活用」することが重要であり、建造物やそれらの集合体でもあるまちなみ並びにその周辺における行為を、誘導・規制していかななくてはならないことから、「山口県景観アドバイザー」の派遣等により、市町が景観法に基づいて取り組む景観計画の策定や住民と一体となって進める景観形成等を支援します。

5 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり

公共施設は、地域の公共空間を構成する重要な要素であり、また、公共事業による景観形成は、民間建築活動等に影響を与え、良好な公共空間に導く効果が期待されることから、公共事業景観形成ガイドラインの策定、公共事業における景観評価及び緑化の推進等を通じて先導的に取り組みます。

第3 良好な景観の形成に関する施策の実施に関する重要事項

1 県の役割

景観の形成においては、地域に最も近い基礎的自治体である市町が中心的役割を担うことが望ましいため、「県全体に共通する景観の素地、仕組みづくり」、「景観に関する意識啓発」、「市町及び住民への支援、広域調整」、「先導的な取組み」、「人材育成・教育」を県の役割として施策を推進します。

2 施策実施上の留意事項等

施策の実施に当たっては、特に次の事項に留意するとともに、現在及び将来において県民が良好な景観の恵沢を享受するためには、継続した取組みとともに、常に景観を見直す姿勢が必要であることから、必要に応じて施策を見直します。

(1) 県全体に共通する景観の素地、仕組みづくり

景観に関する知識の普及や情報の提供、『美しいやまぐちづくり』を促進するためのネットワーク化等、県全体に共通する景観の素地、仕組みづくりに努めます。

(2) 市町及び住民への支援、広域調整

市町や住民が行う『美しいやまぐちづくり』を支援し、また、単独の市町では完結しない、山や河川、海岸、道路といった広がりのある景観形成への取組みについて、必要に応じて、広域的な観点から市町間の調整等に努めます。

(3) 先導的な取組み

公共事業による良好な公共空間づくりや地域景観ワークショップのモデル的な実施等、先導的な取組みに努めます。

(4) 総合的な取組み

『美しいやまぐちづくり』は、総合的な視点から複数の施策を連携させ、推進することが必要であることから、施策の実施においては、各部局の連携した取組みに努めます。

(5) 協働による取組み

『美しいやまぐちづくり』は、住民、事業者、市町及び県の協働による取組みが重要であることから、主体である市町の取組みを尊重するとともに、主役である住民及び事業者が参加できる機会を設けることに努めます。